

### 打ち水用具を貸し出します

区では、8月を「打ち水月間」と定めています。「涼」を体感していただくため、用具を貸し出します。

とき 9月30日(水)

対象 打ち水を行う町会・商店会・企業・学校などの団体または個人

打ち水用具 プラスチックバケツ・プラスチックひしゃく・ゾウさんじょうろ(大)・ゾウさんじょうろ(小)

申込方法 所定の申込書(HPからダウンロード可)をファクスまたはEメールで

問合せ 環境政策課事業推進担当 ☎03-5211-4253

FAX03-3264-8056  
kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp

注意事項  
・二次利用水(お風呂の残り水や雨水など)を使用  
・涼しい時間帯に行う  
・風通しの良い日陰で行う



### 特別区職員を募集します

#### ①Ⅲ類

試験区分 事務(一般事務)、土木造園(土木、造園)、建築、機械、電気

主な受験資格 日本国籍を有し平成17年4月2日～平成21年4月1日に生まれた方

②障害者を対象とする選考  
選考区分 事務(一般事務・Ⅲ類)

主な受験資格 日本国籍を有し昭和40年4月2日～平成21年4月1日に生まれ、人事委員会が定めた要件を満たす方

選考案内の配布場所 東京区政会館4階(特別区自治情報・交流センター)、区役所2階(区政情報コーナー)など

③経験者  
試験・選考区分 事務(一般事務、ICT)、土木造園(土木)、建築、機械、電気、福祉、児童

福祉、児童指導、児童心理  
主な受験資格 昭和40年4月2日以降に生まれ、採用区分や試験・選考区分ごとに定めた国籍や民間企業などの業務従事歴の要件を満たす方(職種によっては別途資格が必要)

試験日・選考日第一次 ①9月13日(日)②9月6日(日)  
申込方法 7月16日(木)17時までにHPから  
※②のみ郵送も可(7月15日(水)の消印有効)  
※詳しくはHPを参照  
問合せ 特別区人事委員会事務局任用課  
☎03-5210-9787、  
(区)人事課人事係  
☎03-5211-5211  
4149



### 再開発事業の事業計画変更に係る縦覧を行います

飯田橋駅東地区市街地再開発事業の事業計画変更に係る縦覧を行います。事業に係る縦覧の土地またはその土地に定着する物件の利害関係人または参加組合員は、意見書を提出できます。

縦覧期間 7月6日(月)～21日(火)8時30分～17時(土曜・日曜・祝日を除く)

縦覧場所 地域まちづくり課まちづくり推進係(区役所5階)

意見書の提出方法 7月6日(月)～8月5日(水)8時30分～17時(土曜・日曜・祝日を除く)郵送の場合は最終日の消印有効に事業計画の名称・氏名・住所、所属(区内在勤・在学者は勤務先・学校の名称、法人その他の団体は法人・団体名、代表者名、区内に事務所を有する方は事業所の名称)、電話番号、

意見書を記入のうえ、郵送または直接提出先へ

提出先 東京都都市整備局再開発課民間再開発担当  
☎03-5320-5131  
〒163-8001  
新宿区西新宿2-8-1

問合せ 地域まちづくり課まちづくり推進係  
☎03-5211-3617



### ご意見をお聞かせください

#### 和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備基本計画(素案)

老朽化や施設規模などの課題がある和泉小学校・いずみこども園等施設(ちよだパークサイドプラザ)は、児童・園児への負担軽減を図る観点などから、隣接する区立和泉公園敷地への移転建て替えに取り組んでいます。これまで施設関係者や地域とともに整理・検討を行い、2月に一体的整備構想を策定しました。本整備構想を踏まえ、今後の設計の与条件として効果的な機能の配置や、諸室相互の関係性などを整理し、一体的整備基本計画(素案)としてまとめました。

閲覧場所 HP、情報コーナー(区役所2階)、出張所、ちよだパークサイドプラザ、問合せ先

意見の提出方法 7月6日(月)～22日(水)(必着/郵送の場合は消印有効)に住所、氏名、所属(区内在勤・在学者は勤務先・学校の名称、法人その他の団体は代表者の氏名、区内に事務所を有する方は事業所の名称)、ご意見を記入のうえ、HP、郵送、ファクス、Eメールまたは直接問合せ先へ

- ※電話・口頭での意見提出は不可
- ※意見は区の考え方とともに、HPで公表
- ※意見や個人情報は当該案件の検討のみに使用
- ※個別の回答は不可

問合せ 子ども施設課施設係(区役所4階)  
☎03-5211-4275 FAX03-3288-3420  
✉kodomoshisetsu@city.chiyoda.lg.jp  
〒102-8688九段南1-2-1



### ご意見ありがとうございました

お寄せいただいたご意見と、それに対する区の考え方はHPで公表しています。

#### ■新スポーツセンター基本計画(素案)

意見募集期間 3月5日～19日

意見募集結果 意見者数17名、意見数43件

問合せ 生涯学習・スポーツ課施設整備担当 ☎03-5211-3642



## 国民年金保険料免除・猶予制度をご利用ください

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難で、免除基準対象者の前年の所得が一定基準以下の方は、免除・猶予申請ができます。また、学生の方は学生納付特例制度があります。

#### 免除・猶予申請のメリット

- 老齢基礎年金の受給資格期間へ算入できる
- 障害・遺族基礎年金の受給資格期間へ算入できる
- 免除や猶予を受けた保険料は10年以内はさかのぼって納付できる(③を除く/承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合、経過期間に応じて一定額が当時の保険料に加算)

承認期間 毎年7月(または国民年金加入月)～翌年6月  
※今年7月以降も引き続き、または新たに免除・猶予を希望する方は申請手続きを。全額免除や納付猶予(失業や天災などを理由とした場合を除く)の該当者は、継続申請の制度もあり

基準となる月額保険料 令和8年度=1万7,920円、令和7年度=1万7,510円、令和6年度=1万6,980円

問合せ 保険年金課国民年金係 ☎03-5211-4202、千代田年金事務所 ☎03-3265-4381

#### ① 保険料免除制度(申請免除)

対象 被保険者、配偶者、世帯主の前年の収入が一定基準以下の方  
内容 「全額免除」と、一部の保険料を納める「一部納付(一部免除)※承認を受けた期間は保険料を納めないと全額未納扱い」

免除基準対象者 本人、配偶者、世帯主

#### ② 退職(失業)による特例免除

対象 退職(失業)の事実がある方※天災などを理由とする特例免除制度もあり

免除基準対象者 本人、配偶者、世帯主(納付猶予は本人、配偶者)

※退職(失業)された方の前年の所得をゼロとして審査

#### ③ 産前産後期間の免除

対象 国民年金加入者(第1号被保険者)で、出産日が平成31年2月1日以降の方※妊娠85日(4か月)以上の出産(死産、流産、早産を含む)

#### ④ 保険料納付猶予制度

対象 50歳未満の被保険者・配偶者の前年の収入が一定基準以下の方  
内容 申請した期間の保険料全額の納付を猶予

免除基準対象者 本人、配偶者

#### ⑤ 学生納付特例制度

対象 学生

免除基準対象者 本人

#### ⑥ 法定免除制度

対象 障害基礎年金の受給者や生活扶助を受けている方など

免除基準対象者 本人



#### 国民年金の電子申請が利用できます

マイナポータルを利用した免除・納付猶予申請と学生納付特例申請、産前産後免除届出、国民年金の資格取得(種別変更)の電子申請ができます。詳しくはHPをご覧ください。

問合せ ねんきん加入者ダイヤル

☎0570-003-004

(IP電話の方は ☎03-6630-2525)、

千代田年金事務所 ☎03-3265-4381

